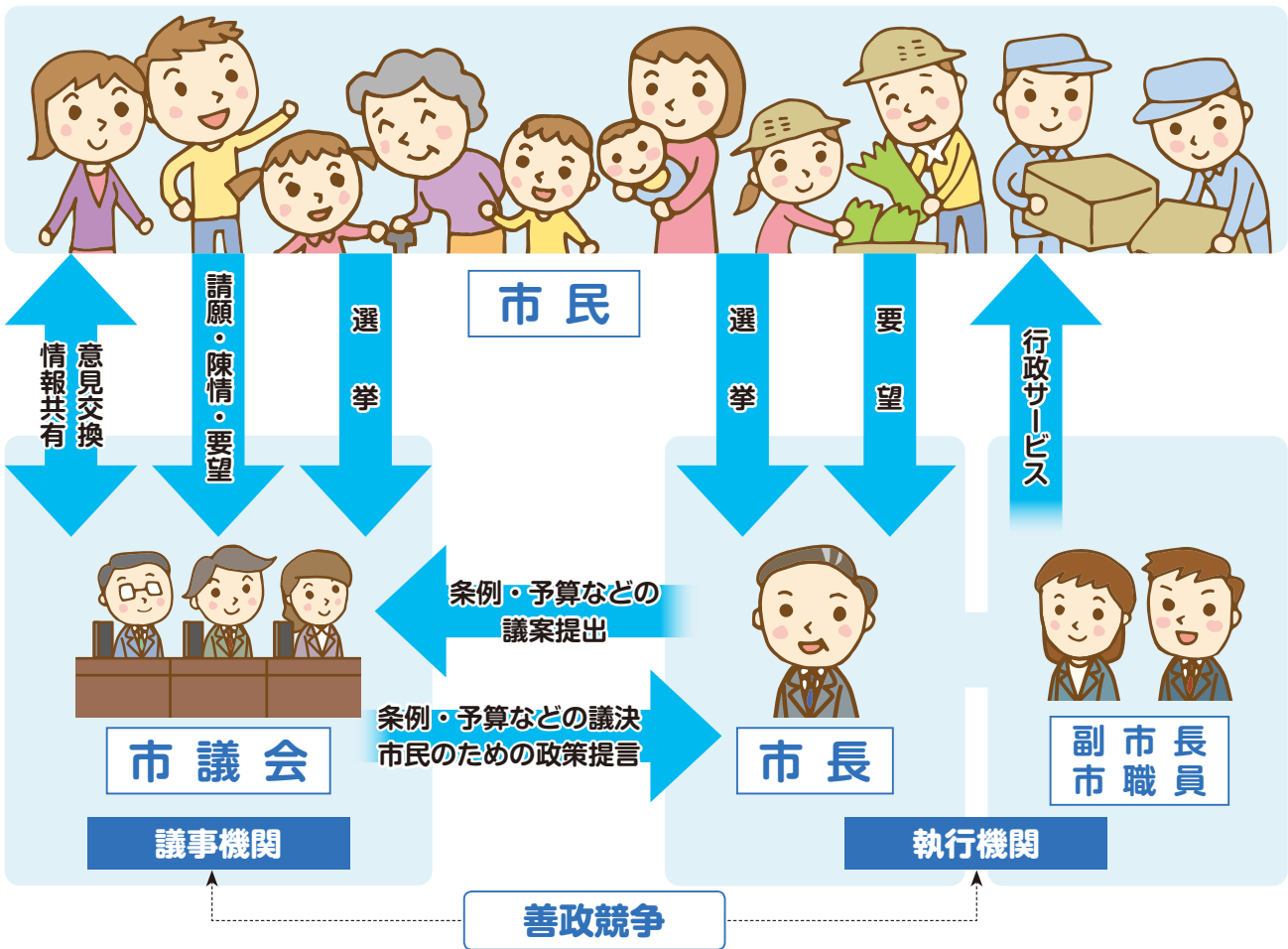


# 議会のしくみ

会津若松市議会は、市政を監視・チェックする機能とともに、さまざまな市民意見を反映しつつ（P16以降の「議会に参加する」参照）、政策提言・政策立案することにより、市民の中の「課題解決」を図っています。

## 市民と市議会、市長の関係



○市民は市長（執行機関）、市議会（議事機関）、どちらにでも相談や要望ができます。市議会は、市長の目の届きにくい政策などを補う役割もあります。両者は最終的に市民生活・市民福祉の向上のために市政を担っています。

※市の執行機関は市長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会があります。

地方自治の制度は、首長（市長）と地方議会（市議会議員）という2種類の代表を住民（市民）が直接選挙で選ぶ二元代表制という仕組みになっています。

※国の政治の仕組みは、国民が国会議員を選び、国会が国会議員の中から内閣総理大臣を指名する議院内閣制と呼ばれています。

## 市議会の役割

市議会は、市としての意思を決定するところです。

私たちが住んでいる会津若松市を住みよいまちにしていくためには、道路、下水道などの生活環境を整備したり、医療、福祉、教育などの公的サービスの充実を図っていく必要があります。そのためには、財源の問題や実施体制、ルールづくりといったさまざまな課題を解決していくことが必要です。

このような課題を解決していくためには、本来であれば、市民の皆さんが集まり、話し合うことが大切ですが、現実的には、**市民全員が集まって話し合うことは大変困難ですので、市長と市議会議員を選挙で選び、その人たちが市民に代わって住みよいまちにしていくための方策や課題について話し合い、みんなの願いを実現しようとしています。**

その話し合いが行われる大切な機関が、市議会です。

市議会は、市政を進めていく上での重要な事柄、例えば、条例の制定や改廃、予算を定めること、決算を認定することなどを決定しています。

このように議会が意思を決定することを議決といいます。

## 市議会の権限

市議会は、市民を代表する機関として十分な活動ができるよう、地方自治法などに基づき、次のような権限を持っています。

### 議決権

条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定、一定額以上の契約の締結、市の重要な財産の取得または処分等の決定をします。  
(地方自治法第96条)

### 選挙権

市議会の議長、副議長、選挙管理委員などの選挙をします。(地方自治法第97条、第103条、第118条、第182条)

### 同意権

市長が副市長、監査委員、教育委員会委員などを任命するとき議会の同意を与える権限です。(地方自治法第162条、第196条第1項など)

### 検査権及び監査請求権

市の事務の執行状況について書類などにより検査し、監査委員に監査を請求することができます。(地方自治法第98条)

議会のいろいろな権限は次のページにも続きます。



### 調査権

市の事務について調査することができ、必要に応じて関係者の出頭や証言、記録の提出を請求することができます。(地方自治法第100条第1項～同条第11項、第100条の2)

### 意見書提出権

市の公益に関する事務について、国会や関係行政庁、県などに対して意見書を提出することができます。(地方自治法第99条)

### 自律権

議会の独立性と自主性を確保するために議会内部の事柄については、自ら決めることができます。(地方自治法第103条～第108条、第120条、第126条～第137条など)

## 市議会の活動（会議）

**市議会では、市の意思を決定する本会議、詳細に議案等を審査する委員会などさまざまな会議が開かれます。**

議会活動である会議は、法律に定められている本会議や委員会などがあります。本会議には、定例会と必要な場合において招集される臨時会があります。定例会は、毎年2月、6月、9月及び12月の年4回と定められています。

そして、議案の審査や議会の運営に関する協議または調整の場として、議員全員協議会、各派代表者会議、広報広聴委員会、政策討論会、市民との意見交換会等がそれぞれの目的に応じて設置されています。

議員は、会議に出席するばかりではなく、その前提として行う政策研究、政策立案等の活動も行っています。また市民要望、各種相談に応じる活動も議員の大切な仕事です。

次のページで、  
さまざまな会議を  
紹介します。



# 会議の種類

市議会には、本会議や各委員会などさまざまな会議があります。

## ◆地方自治法の規定に基づき条例に定められているもの

### 本会議

- 本会議は、全議員で構成する会議です。
  - 市長や議員から提案された議案等\*を審議したり、市や議会の最終意思を決定するところです。
  - 会議は議場で開かれます。
- ※議案等には、条例案や予算案などがあります。(P8の「議決権」参照)

### 常任委員会

総務委員会

文教厚生委員会

産業経済委員会

建設委員会

予算決算委員会

- 常任委員会は条例で5つの委員会が定められており、委員の任期は2年です。
- 議案は、通常、本会議での総括質疑終了後、常任委員会で審査されたのち本会議で議決されます。

#### ◆各常任委員会の審査所管と委員定数

常任委員会名	所 管	委員定数
総務委員会	市の内部事務（企画・財務・総務・会計）等に関すること	7人
文教厚生委員会	社会福祉、障がい者福祉、高齢者・子ども医療、介護保険、学校教育、ごみ、環境衛生等に関すること	7人
産業経済委員会	観光、商工業、農業、林業等に関すること	7人
建設委員会	都市計画、道路、上下水道等に関すること	7人
予算決算委員会	市の予算及び決算に関すること	27人※

※議長を除く全議員

### 議会運営委員会

- 議会運営委員会は、議会の円滑な運営を図るための委員会です。委員の定数は7人、任期は2年です。

### 特別委員会

- 特別委員会は、必要な場合に議会の議決で設置し、委員定数も議会の議決で決めます。委員の任期は審査が終了するまでです。

## ◆地方自治法の規定に基づき会津若松市議会会議規則に定められているもの

## 議員全員協議会

- 全議員で構成する会議です。
- 議会の運営、市政の課題等について協議または調整を図るため、市長等からの説明及び報告並びに議員間の討議を行います。

## 各派代表者会議

- 交渉会派（所属議員が3人以上）の代表者で構成し、会派間の調整及び協議を行います

## 広報広聴委員会

- 8人の委員で構成し、議会広報紙の編集、市民との意見交換会等に関する協議を行います。

## ◆会津若松市議会基本条例等に定められているもの

## 市民との意見交換会

地区別意見交換会

分野別意見交換会

- 議会で行われた議案等の審議の経過と結果について市民に報告するとともに、多様な市民意見をお聴きする場として開催します。  
(詳しくは、P20参照)

## 政策討論会(全体会)

政策討論会第1分科会

政策討論会第2分科会


政策討論会第3分科会

政策討論会第4分科会

議会制度検討委員会  
(市民委員2名参加)

- 市政に関する重要な政策と課題について研究し、市長等へ政策提言するための会議です。

各分科会	令和2年度の研究テーマ
第1分科会	財政健全化、住民自治、まちの拠点、ICTと未来社会
第2分科会	地域との連携による防災・減災対策
第3分科会	新型コロナウイルス感染症に関する経済支援策のあり方ほか
第4分科会	市民の安心・安全を担保するための社会インフラのあり方ほか
議会制度検討委員会	議会活動に係る評価モデルの構築ほか



会津若松市議会特徴  
その1

## 委員会協議会

総務委員会協議会

文教厚生委員会協議会

産業経済委員会協議会

建設委員会協議会

- 各協議会は、各常任委員会の委員により構成する会議です。
- 市長等からの市の事務事業の報告、説明を受けするためそれぞれ開催されます。

# 会議の流れ

議会（定例会）における会議の流れの概要は次のとおりです。

## 招集告示

- 定例会が招集される場合は、市長が7日前までに告示をします。

## 本会議

開 会

- 議長の開会宣告により開会されます。これにより、法的に議会が活動できる状態になります。

会期の決定

- 定例会では2週間から3週間程度の会期が一般的です。

案件の上程

- 議案などを会議の議題として審議の対象とすることです。

提案理由説明

- 議案の提出者が議会に提案した理由を述べます。

一般質問

- 議員が、市の一般事務に対して、その執行の状況または将来の方針等を直接質問して確かめることです。また、疑問点を質問し政策的提言等も行います。

総括質疑

- 議案に対する質疑です。ここでは、大綱（根本的な事柄）について質疑が行われます。

委員会付託

- 議案などを詳細に審査するため、議案の内容により所管する常任委員会（総務・文教厚生・産業経済・建設・予算決算）に送ります。

## 委員会

委員間における論点抽出・整理

提出議案の内容説明

論点を踏まえた説明員への質疑

論点の再整理・委員間討議

討 論

表 決

## 議員個人

議案の事前調査・検討

課題・論点の洗い出し

会津若松市議会特徴その2



会津若松市議会では、意思決定に当たり「なぜそのような決定に至ったのか」という議論の経過も含めた説明責任を適切に果たすため、質疑・委員（議員）間討議を重要視しています。





## 本会議

委員会審査報告

- 委員会で行われた審査または調査の経過と結果について、委員長が報告することです。

委員会審査報告に対する質疑

- 委員会審査報告に対する疑義を、議員が質問して確かめることです。

議員間討議

- 表決の前に議案に対して、適切な説明責任、議決責任を果たすため、議員同士で自由に討議を行うことです。

討 論

- 議員が、表決の前に議案に対して賛成か反対かの意見を表すことです。

表 決

- 議会の意思決定に個々の議員が参加することです。
- 表決の結果により、議会が意思決定すること（可決、否決、同意等）を「議決」といいます。

閉 会

- 議会を閉じ、法的に議会を活動能力のない状態にすることをいいます。

会津若松  
市議会特徴  
その2



## 災害が起きても議会は機能するの？

**議会災害時業務継続計画（議会BCP）**を策定し、災害時における議会及び議員の役割等を定めています。

これにより、災害時における①議会機能の維持及び早期回復、②市民の生命、身体、財産を保護するために必要な支援の実施及び市民生活の早期安定を図ることを目的としています。

※BCP：Business Continuity Plan（業務継続計画）。議会機能が概ね平常に運用できるまでの期間を想定し、災害時における議会、議員等の役割や具体的な取組等について定めた計画です。

